平成十二年政令第三百十六号 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る

内閣は、独立行政法人通則法(平成十一年法律 共通的な事項に関する政令

第百三号)及び関係法律の規定に基づき、この政 目 令を制定する。

第一章 会計監査人の監査を要しない独立行政 研究開発に関する審議会による意見聴 取(第一条・第二条)

不要財産等の国庫納付等 十条) 法人 (第三条) (第四条 |第

第四章 人事管理(第十一条—第二十条)

第五章

積立金及び国庫納付金(第二十一条

第六章 教育公務員の範囲 第二十四条) (第二十五条)

第一章

研究開発に関する審議会による意

(意見聴取の対象から除かれる研究開発の事務

第一条 独立行政法人通則法(以下「通則法」と 究開発をいう。以下同じ。)の事務及び事業と な研究開発(通則法第二条第三項に規定する研 いう。)第三十五条の四第四項に規定する軽微 して政令で定めるものは、次に掲げるものとす

律第百六十二号)第十四条第二項第一号に掲開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法 げる業務に係るもの 研究開発の事務及び事業であって、国立研究 国立研究開発法人情報通信研究機構が行う

附帯する業務に係るもの ばこ販売業に係るものに限る。)及びこれに 類製造業、たばこ製造業、酒類販売業及びた 号)第十四条第一項第五号に掲げる業務(酒 総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二 研究機構が行う研究開発の事務及び事業であ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合 国立研究開発法人農業・食品産業技術

研究所法(平成十六年法律第百三十五号)第 究所が行う研究開発の事務及び事業であっ 業務に係るもの 十五条第二項第二号から第四号までに掲げる て、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研

(研究開発に関する審議会)

第二条 通則法第三十五条の四第四項に規定する で定める主務大臣にあっては日本医療研究開発 等、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法 にあってはそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会 発法人日本医療研究開発機構法(平成二十六年 (次条において「個別法」といい、国立研究開 審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄 法律第四十九号)を除く。)で定める主務大臣 に掲げる通則法第一条第一項に規定する個別法

内閣総理大臣 宇宙政策委員会 機構審議会とする。

|文部科学大臣||文部科学省の国立研究開発法人審 総務大臣 総務省の国立研究開発法人審議会

|厚生労働大臣||厚生労働省の国立研究開発法人審

農林水産大臣 農林水産省の国立研究開発法人審 議会

|経済産業大臣||経済産業省の国立研究開発法人審 議会

|国土交通大臣||国土交通省の国立研究開発法人審 議会

員会 |原子力規制委|原子力規制委員会の国立研究開発 環境大臣 環境省の国立研究開発法人審議会 法人審議会

第二章 行政法人 会計監査人の監査を要しない独立

第三条 通則法第三十九条第一項に規定する政令 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。 債券発行をすることができる独立行政法人を除 る独立行政法人(個別法により長期借入金又は 以下同じ。)は、次の各号のいずれにも該当す で定める基準に達しない独立行政法人(通則法 く。)とする。

独立行政法人の負債の金額に相当する金額と 終の貸借対照表がないものにあっては、当該 う。) の負債の部に計上した金額の合計額 この号において「最終の貸借対照表」とい おける資本金の額が百億円に達しないこと。 大臣の承認を受けた最終の貸借対照表(以下 及び決算報告書に係る事業年度の開始の日に 表、事業報告書(会計に関する部分に限る。) (新たに設立された独立行政法人であって最 通則法第三十八条第一項の規定により主務 通則法第三十九条第一項に規定する財務諸

> 額)が二百億円に達しないこと。 して主務大臣の定める方法により算定した

(不要財産の国庫納付) 第三章 不要財産等の国庫納付等

第四条 独立行政法人は、通則法第四十六条の二 受けようとするときは、次に掲げる事項を記載 第四十六条の二第一項本文の規定により認可を 付(以下この項及び次条第一項において「現物 第一項の規定による政府出資等に係る不要財産 した申請書を主務大臣に提出しなければならな による国庫納付」という。)について、通則法 (同項に規定する政府出資等に係る不要財産を いう。第六条第一項において同じ。)の国庫納

現物による国庫納付に係る不要財産の内容 不要財産と認められる理由

ける当該不要財産の帳簿価額(現金及び預金 その額 にあっては、取得の日及び申請の日における 当該不要財産の取得の日及び申請の日にお

当該不要財産の取得に係る出資又は支出

額、会計の区分その他その内容 現物による国庫納付の予定時期

Ŧi.

その他必要な事項

2 項本文の認可を受けたときは、主務大臣の指定4 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一

する期日までに、当該不要財産を国庫に納付す るものとする。 (中期計画等に定めた不要財産の国庫納付)

第五条 独立行政法人は、中期目標管理法人 二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以計画を定めた場合又は行政執行法人(通則法第 条第一項において同じ。)において通則法第三 第三項第五号の計画を定めた場合において、 おいて同じ。)において通則法第三十五条の十 期計画をいう。第七条第一項において同じ。) 計画(通則法第四十四条第三項に規定する中長 立研究開発法人をいう。以下同じ。)の中長期 究開発法人(通則法第二条第三項に規定する国 十四条第三項に規定する中期計画をいう。第七 をいう。以下同じ。)の中期計画(通則法第四 則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人 項に規定する事業計画をいう。第七条第一項に 下同じ。) の事業計画 (通則法第四十五条第一 において通則法第三十五条の五第二項第五号の 十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研 物による国庫納付を行おうとするときは、 (通

第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しな ければならない。

2 滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとす 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅

財産を国庫に納付するものとする。 は、主務大臣の指定する期日までに、 独立行政法人は、第一項の通知を行ったとき 当該不要

(不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第六条 独立行政法人は、通則法第四十六条の二 産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納第二項の規定により、政府出資等に係る不要財 ばならない。 り認可を受けようとするときは、次に掲げる事 付」という。)について、同項本文の規定によ 付を行うこと(以下「譲渡収入による国庫 項を記載した申請書を主務大臣に提出しなけれ

譲渡収入による国庫納付に係る不要財産

不要財産と認められる理由

る理由 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とす

ける当該不要財産の帳簿価額 当該不要財産の取得の日及び申請の日にお 譲渡によって得られる収入の見込額

t 額及びその合計額 当該不要財産の取得に係る出資又は支出

譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込

額、会計の区分その他その内容

譲渡の方法

譲渡の予定時期

十一 その他必要な事項 譲渡収入による国庫納付の予定時期

2 を記載した報告書を主務大臣に提出するものと 項本文の規定による認可を受けて不要財産の 渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二

当該不要財産の内容

額」という。) 譲渡によって得られた収入の額 項及び第二項第二号において 「譲渡収入 (第八条第

三 譲渡に要した費用の費目、 及びその合計額 費目ごとの金

兀 譲渡をした時期

3 証する書類を添付するものとする 前項の報告書には、 同項各号に掲げる事項を

金額を独立行政法人に通知するものとする。 定により主務大臣が定める基準に従い算定した ときは、通則法第四十六条の二第二項本文の規 主務大臣は、第二項の報告書の提出を受けた

5 定により通知された金額を国庫に納付するものは、主務大臣の指定する期日までに、同項の規 独立行政法人は、前項の通知を受けたとき

(中期計画等に定めた不要財産の譲渡収入によ

第七条 独立行政法人は、中期目標管理法人の中 各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければる国庫納付を行おうとするときは、前条第一項 号の計画を定めた場合において、譲渡収入によ 計画において通則法第三十五条の十第三項第五 号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業 計画において通則法第三十五条の五第二項第五 計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期 期計画において通則法第三十条第二項第五号の 2

2 滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとす 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅

3 の通知があった場合について準用する。 前条第二項から第五項までの規定は、 第 項

(簿価超過額の国庫への納付)

第八条 独立行政法人は、譲渡収入額に当該財産 でに、簿価超過額を国庫に納付するものとす る場合を含む。) の主務大臣の指定する期日ま き、第六条第五項(前条第三項において準用す ことについて認可を受けようとするときを除 りその全部又は一部の金額を国庫に納付しない 則法第四十六条の二第三項ただし書の規定によ 「簿価超過額」という。)があった場合には、通 の帳簿価額を超える額(以下この条において 3 2

2 おいて、通則法第四十六条の二第三項ただし書 提出しなければならない。 次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に 用する場合を含む。)の報告書の提出と併せて、 ときは、第六条第二項(前条第三項において準 納付しないことについて認可を受けようとする の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に 独立行政法人は、簿価超過額があった場合に

譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の

帳簿価 額、 譲渡収入額及び簿価超過

> 三 簿価超過額のうち、 る額及びその理由 納付しないことを求め

3 項ただし書の認可を受けたときは、主務大臣の を受けた金額を控除した額を国庫に納付するも 指定する期日までに、簿価超過額から当該認可 のとする。 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第三

第九条 通則法第四十六条の二第一項の規定によ くは第三項の規定により不要財産に関し国庫に り国庫に納付する不要財産又は同条第二項若し 納付する金額は、当該不要財産に係る政府の出 (国庫に納付する不要財産等の帰属する会計)

財産又は金額が帰属すべき会計を主務大臣及び 場合には、同項の規定にかかわらず、当該不要 項の規定によることが適当でないと認められる 財務大臣が定めるものとする。 は金額が帰属するものとされる会計が廃止され 資又は支出に係る会計に帰属する。 ている場合その他当該会計の状況に照らして同 前項の規定により国庫に納付する不要財産又

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第十条 主務大臣は、通則法第四十六条の二第四 資本金を減少するものとされる金額を定めたとの出資がなかったものとされ、独立行政法人の項の規定により独立行政法人に対する政府から とする。 きは、その金額を独立行政法人に通知するもの

る。 項の規定により資本金を減少したときは、遅滞 なく、その旨を主務大臣に報告するものとす 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第四

る。 滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとす 主務大臣は、前項の報告があったときは、

第四章 人事管理

第十一条 通則法第五十条の四第二項第一号に規 定する円滑な再就職に特に配慮を要する業務と して政令で定めるものは、 (円滑な再就職に特に配慮を要する業務の範囲 次に掲げるものとす

福祉に関する業務

研究開発に関する業務(第一号に掲げる業

目標管理法人役職員の人数) (離職を余儀なくされることが見込まれる中期

第十二条 通則法第五十条の四第二項第五号に規 定する政令で定める人数は、三十人とする。

(密接関係法人等の範囲)

第十三条 通則法第五十条の四第三項に規定する 当該中期目標管理法人と密接な関係を有するも じ。) のうち、資本関係、取引関係等において う。以下この条及び第十五条第四号において同 営利企業等(同項に規定する営利企業等をい のとして政令で定めるものは、次に掲げるもの

法人により財務及び営業又は事業の方針を決当該中期目標管理法人(当該中期目標管理 対して重要な影響を与えることができる場合 業等の財務及び営業又は事業の方針の決定に 務省令で定めるものを含む。)が他の営利企 定する機関を支配されている営利企業等で総 で定めるもの における当該他の営利企業等として総務省令

等の総額に占める割合が二十五パーセント 額の当該事業年度における売上額又は仕入額上である営利企業等であって、当該契約の総を受ける契約を除く。)の総額が二千万円以 年度において当該中期目標管理法人との間に「事業年度」という。)のうちいずれかの事業 利企業等の事業年度(以下この号において 止される提供、依頼又は要求の日(次号にお一 通則法第五十条の四第一項の規定により禁 ント)以上であるもの 以上である営利企業等にあっては、十パーセ り、かつ、常時雇用する従業員の数が三百人 する継続的給付として総務省令で定めるもの気、ガス又は水道水の供給その他これらに類 締結した売買、賃借、請負その他の契約(電 いて「行為日」という。)前五年間に係る営 (資本の額又は出資の総額が三億円以上であ

三 行為日前五年間に、当該中期目標管理法人 可等をいう。) 又は補助金等(補助金、負担律第八十八号) 第二条第三号に規定する許認 期間がある営利企業等 ない給付金をいう。) の交付に係る申請中の 金、利子補給金その他相当の反対給付を受け に対し、許認可等(行政手続法(平成五年法

定する不利益処分をいう。)の対象となり得は不利益処分(行政手続法第二条第四号に規 令の規定に基づき行われるものに限る。) 又 る営利企業等 当該中期目標管理法人による立入検査(法

(退職手当通算予定役職員の範囲)

|第十四条 通則法第五十条の四第五項に規定する 特別の事情がない限り引き続いて採用が予定さ

> 職手当の支給の基準により退職手当の支給を受 第二項又は第五十条の十第二項の規定による退 となるため退職した場合に通則法第五十条の二 当通算法人等(同条第四項に規定する退職手当 の役員又は退職手当通算法人等に使用される者 通算法人等をいう。以下この条において同じ。) れている者のうち政令で定めるものは、退職手 けないこととされている者とする。

出の手続 (再就職者による法令等違反行為の依頼等の届

第十五条 通則法第五十条の六の規定による届出 掲げる事項を記載した書面を中期目標管理法人 遅滞なく、総務省令で定める様式に従い、 は、同条各号に掲げる要求又は依頼を受けた後 の長に提出して行うものとする。 次に

する再就職者をいう。) の氏名 再就職者(通則法第五十条の六第一号に規定 の条において同じ。)の要求又は依頼をした 項に規定する法令等違反行為をいう。以下こ 法令等違反行為(通則法第五十条の四第六 中期目標管理法人の役員又は職員の地位

Ŧi. 当該再就職者の地位 利企業等の名称及び当該営利企業等における 法令等違反行為の要求又は依頼が行わ

前号の再就職者がその地位に就いている営

(中期目標管理法人の長への届出) 法令等違反行為の要求又は依頼の内容

第十六条 通則法第五十条の七第一項の規定によ じ。)は、総務省令で定める様式に従い、中期う。次項、第三項及び第四項第二号において同 る届出をしようとする中期目標管理法人役職員 目標管理法人の長に届出をしなければならな (同項に規定する中期目標管理法人役職員をい

| 2 通則法第五十条の七第一項の規定による届出 をした中期目標管理法人役職員は、当該届出に 期目標管理法人の長に届け出なければならな 係る第四項第五号から第九号までに掲げる事項 に変更があったときは、遅滞なく、その旨を中

3 の旨を中期目標管理法人の長に届け出なけ をした中期目標管理法人役職員は、当該届出に ならない 係る約束が効力を失ったときは、遅滞なく、 通則法第五十条の七第一項の規定による届出 そ

4 定める事項は、次に掲げる事項とする。 通則法第五十条の七第一項に規定する政令で

中期目標管理法人役職員の地位

場合には、その旨) 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位 号において同じ。)としての在職中において、 定する中期目標管理法人役職員をいう。第十 法人役職員(通則法第五十条の四第一項に規 再就職の約束をした日以前の中期目標管理 就くことを要求した日(当該日がなかった

離職予定日 再就職の約束をした日

再就職先の名称及び連絡先 再就職予定日

再就職先の業務内容 再就職先における地位

(中期目標管理法人の長による報告) 法人役職員となった後に行われたものに限- 離職後の就職の援助 (最初に中期目標管理 の就職の援助がなかった場合には、その旨) の氏名又は名称及び当該援助の内容(離職後 る。以下この号において同じ。)を行った者

第十七条 通則法第五十条の八第三項の規定によ 十条の八第一項及び第二項の措置の内容につい 定による届出並びに同年度に講じた通則法第五 年度の前年度にされた通則法第五十条の六の規じ。)、当該年度の四月一日以後遅滞なく、当該 三十一日までをいう。以下この条において同 る報告は、毎年度(毎年四月一日から翌年三月 て行うものとする。

第十八条 第十一条から前条までの規定は、国立 定中「通則法」とあるのは「通則法第五十条の のは「の対象」と、第十四条から前条までの規 規定する不利益処分をいう。)の対象」とある 通則法第五十条の四第三項」と、同条第二号中 とあるのは「第五十条の十一において準用する 則法」と、第十三条中「第五十条の四第三項」 第五十条の十一において読み替えて準用する通 と、第十二条中「通則法」とあるのは「通則法 法第五十条の十一において準用する通則法」 いて、第十一条中「通則法」とあるのは「通則 研究開発法人について準用する。この場合にお 「又は不利益処分(行政手続法第二条第四号に において準用する通則法」と、同条第四号中 「通則法」とあるのは「通則法第五十条の十一 (国立研究開発法人への準用)

十一において準用する通則法」と読み替えるも

(行政執行法人による報告)

第十九条 通則法第六十条第一項の規定による報 勤職員の数について、総務省令で定めるところ 告は、一月一日現在における同項に規定する常 により、一月三十日までに行うものとする。 (常勤職員の範囲)

|第二十条 通則法第六十条第一項に規定する常時 勤務に服することを要しない職員で政令で定め るものは、次に掲げる者とする。

号)第七十九条又は第八十二条の規定による 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十

二 行政執行法人の労働関係に関する法律(昭 和二十三年法律第二百五十七号)第七条第五 職又は停職の処分を受けた者

三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務 第百十七号)第二条第一項の規定により派遣 員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律 項の規定により休職者とされた者

第二十二条の規定による勤務をしている者を 第一項に規定する育児短時間勤務職員(同法 成三年法律第百九号)第三条第一項の規定に より育児休業をしている者又は同法第十三条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平

五. に規定する自己啓発等休業をしている者 (平成十九年法律第四十五号) 第二条第五項 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律

項に規定する配偶者同行休業をしている者 (平成二十五年法律第七十八号) 第二条第四 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律 第五章 積立金及び国庫納付金

(積立金の処分に係る承認の手続)

第二十一条 別表第一の第一欄に掲げる中期目標 る整理を行った後、同条第一項の規定による積 通則法第四十四条第一項又は第二項の規定によ 規定する中期目標の期間(以下この項において 管理法人は、通則法第二十九条第二項第一号に は、 間における業務の財源に充てようとするとき 額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定 立金がある場合において、その額に相当する金 (以下「期間最後の事業年度」という。) に係る により当該中期目標の期間の次の中期目標の期 「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度 次に掲げる事項を記載した承認申請書を当

> 初の事業年度の六月三十日までに、当該規定に う。) に提出し、当該次の中期目標の期間の最 よる承認を受けなければならない。

を受けようとする金額

2

ばならない。 三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなけれ 年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後 の事業年度の損益計算書その他の別表第一の第 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業

3 る 第二」と、同項第一号及び前項中「別表第一」 期目標の期間」と、「同表」とあるのは「別表号」と、「中期目標の期間」とあるのは「中長 号」とあるのは「第三十五条の四第二項第一 とあるのは「別表第二」と読み替えるものとす において、第一項中「第二十九条第二項第一 国立研究開発法人について準用する。この場合

4 第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下 み替えるものとする。 と、「別表第一」とあるのは「別表第三」と読 表第一」とあるのは「別表第三」と、第二項中 あるのは「翌事業年度」と、同項第一号中「別 目標の期間の次の中期目標の期間」とあり、及 度」という。)」とあるのは「毎事業年度」と、 の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年 この項において「中期目標の期間」という。) の場合において、第一項中「通則法第二十九条 び「次の中期目標の期間の最初の事業年度」と 「同表」とあるのは「別表第三」と、「当該中期 「期間最後の事業年度」とあるのは「事業年度」

第二十二条 別表第一の第一欄に掲げる中期目標 管理法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定 た書類を添付して、当該期間最後の事業年度の 他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにし 該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照 する残余があるときは、当該規定による納付金 次の事業年度の六月三十日までに、 表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その (以下「国庫納付金」という。) の計算書に、当 (国庫納付金の納付の手続) これを主務

該規定に規定する大臣(以下「主務大臣」とい

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の 別表第一の第二欄に掲げる規定による承認

前二項の規定は、別表第二の第一欄に掲げる

欄に掲げる行政執行法人について準用する。こ第一項及び第二項の規定は、別表第三の第一

3 2 替えるものとする。 おいて読み替えて準用する同条第二項」と読み 項において読み替えて準用する同条第一項」 後の事業年度をいう。以下同じ。)」と、同項た 号に規定する中長期目標の期間をいう。) の最 目標の期間(通則法第三十五条の四第二項第一 るのは「に、当該期間最後の事業年度(中長期 二」と、「に、当該期間最後の事業年度」とあ おいて、同項中「同表」とあるのは「別表第 立研究開発法人について準用する。この場合に 出することを要しない。 添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提第一項の承認申請書を提出したときは、これに と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項に 大臣に提出しなければならない。ただし、 だし書中「前条第一項」とあるのは「前条第三 前項の規定は、別表第二の第一欄に掲げる国

第二項」と読み替えるものとする。 る同条第一項」と、「同条第二項」とあるの るのは「前条第四項において読み替えて準用す 年度」と、同項ただし書中「前条第一項」とあ と、「期間最後の事業年度」とあるのは「事業 いて、同項中「同表」とあるのは「別表第三」 行政執行法人について準用する。この場合にお 「同条第四項において読み替えて準用する同 第一項の規定は、別表第三の第一欄に掲げる

写しを財務大臣に送付するものとする。 なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の 算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞 えて準用する場合を含む。)の国庫納付金の計 (国庫納付金の納付期限) 主務大臣は、第一項(前二項において読み替

第二十三条 国庫納付金は、別表第一の第一欄に 執行法人にあっては当該事業年度の翌事業年度 四第二項第一号に規定する中長期目標の期間を 事業年度の次の事業年度の七月十日までに、別 掲げる中期目標管理法人にあっては期間最後の の七月十日までに納付しなければならない。 月十日までに、別表第三の第一欄に掲げる行政 表第二の第一欄に掲げる国立研究開発法人にあ いう。)の最後の事業年度の次の事業年度の っては中長期目標の期間(通則法第三十五条の (国庫納付金の帰属する会計) 七

第二十四条 別表第一の第一欄に掲げる中期目 会計に、別表第二の第一欄に掲げる国立研究開 管理法人の国庫納付金は同表の第五欄に掲 発法人の国庫納付金は同表の第五欄に掲げる会 げる

の国庫納付金は同表の第五欄に掲げる会計に、 計に、別表第三の第一欄に掲げる行政執行法人

付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属す おける当該復興施策に関する業務に係る国庫納 に規定する復興施策に関する業務を行う場合に 十九年法律第二十三号)第二百二十二条第二項 のの交付を受けて特別会計に関する法律(平成 日本大震災復興特別会計の予算に計上されたも であって平成二十三年度の一般会計補正予算 づき補助金等として指定されたものを除く。) 第百七十九号)第二条第一項第四号の規定に基 の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律 欄に掲げる行政執行法人が通則法第四十六条第 に掲げる国立研究開発法人又は別表第三の第一 に掲げる中期目標管理法人、別表第二の第一欄前項の規定にかかわらず、別表第一の第一欄 (第3号) 及び平成二十四年度以降における東 項の規定による交付金(補助金等に係る予算

教育公務員の範囲

第二十五条 独立行政法人酒類総合研究所法 (平成十一年法律第百七十六号)第十一条、独立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法法(平成十一年法律第百七十四号)第十条、国第十条、国立研究開発法人防災科学技術研究所 料研究機構法(平成十一年法律第百七十三号)号)第九条第一項、国立研究開発法人物質・材 律第四十一号)第十条第一項、国立研究開発法 局法(平成十四年法律第四十号)第十条第一 第二百四号)第十条第一項、独立行政法人造幣 法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律 立研究開発法人産業技術総合研究所法(平成十 (平成十一年法律第二百号) 第十条第一項、国九条第一項、独立行政法人経済産業研究所法 化財機構法(平成十一年法律第百七十八号)第七十七号)第九条第一項、独立行政法人国立文 立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第百 国立科学博物館法(平成十一年法律第百七十二律第百六十六号)第十条第一項、独立行政法人 立行政法人大学入試センター法(平成十一年法成十一年法律第百六十五号)第九条第一項、独 立行政法人国立特別支援教育総合研究所法 成十一年法律第百六十四号)第九条第一項、 人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 一年法律第二百三号)第十条第一項、独立行政 独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法 伞 伞 2 1

十四年法律第百六十九号)第九条第一項、独立独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成 究所法第十条に規定する政令で定める教育公務 及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研 (平成十五年法律第百十四号) 第十一条第一項独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法 (平成十五年法律第百十三号) 第九条第一項、一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法 機構法(平成十五年法律第九十四号)第十条第 九十二号)第十条、独立行政法人日本学生支援 薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百 第百七十二号)第九条第一項、独立行政法人医 行政法人日本貿易振興機構法(平成十四年法律 号)第十三条、独立行政法人日本スポーツ振興 空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一 日本学術振興会法(平成十四年法律第百五十九 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十 成十四年法律第百四十五号)第十二条第一項、 (平成十四年法律第百六十三号) 第十条第一項、 十一条、独立行政法人日本芸術文化振興会法 センター法(平成十四年法律第百六十二号)第 号) 第十一条第一項、 (は、次に掲げる者とする。 国立研究開発法人宇宙航 6 5

号)の規定による公立の大学の学長、副学学校教育法(昭和二十二年法律第二十六 職にある者(当該大学においてその他の職を長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の なる者を含む。)

二 国立教育政策研究所の長及びその職員のう げる者に準ずるもの ち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲

(施行期日) 附則

る。 この政令は、平成十三年一月六日から施行す

(国の貸付金の償還期間等)

- とする。 める期間は、五年 (二年の据置期間を含む。) 通則法附則第四条第二項に規定する政令で定
- 適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十 替えて準用される補助金等に係る予算の執行の 律第八十六号)第五条第一項の規定により読み 備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法 社の株式の売払収入の活用による社会資本の整 九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会

る国の貸付金(以下「国の貸付金」という。) 決定に係る通則法附則第四条第一項の規定によ 日から起算する。 ある場合には、当該年度の末日の前々日)の翌 あった日の属する年度の末日の前日以後の日で の交付を完了した日(その日が当該貸付決定が (以下「貸付決定」という。) ごとに、当該貸付

よるものとする。 国の貸付金の償還は、 均等年賦償還の方法に

る。

ときは、国の貸付金の全部又は一部について、 上げて償還させることができる。 前三項の規定により定められた償還期限を繰り 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認める

める場合は、前項の規定により償還期限を繰り 上げて償還を行った場合とする。 通則法附則第四条第五項に規定する政令で定

三号) 則 (平成一二年六月七日政令第三三

(施行期日)

四月一日から施行する。 この政令(第一条を除く。) は、 平成十三年

附則 〇七号) (平成一二年一二月八日政令第五

る。 この政令は、平成十三年一月六日から施行す

号 附 則 (平成一三年一月四日政令第

(施行期日)

1 る この政令は、平成十三年四月一日から施行す

則 (平成一三年七月二六日政令第1

での規定は、 る。ただし、 第八条及び第十条から第十三条ま 公布の日から施行する。

施行する。ただし、第十一条及び第十三条から この政令は、法附則第一条ただし書に規定す 公布の日から施行す

則 (平成一四年二月八日政令第二七

(施行期日)

六号) (平成一四年九月四日政令第二九

条の規定は平成十五年一月一日から施行する。 までの規定は公布の日から、第九条及び第十一 る。ただし、第十条及び第十三条から第十五条 この政令は、平成十五年四月一日から施行す

〇三号) (平成一四年一○月二日政令第三

この政令は、平成十五年四月一日から施行す

附 則 (平 成 一四年一二月一八日政令第

三八一号)

附 則 ^万(平 が成っ 四年一二月一八日政令第

この政令は、平成十五年四月一日から施行す

三八五号) 則 (平成一 抄 四年一二月一八日政令第

行する。 附 則 (平成一五年七月二四日政令第三

この政令は、平成十五年十月一日から施行す

附 則 (平成一五年八月二九日政令第三

(施行期日)

この政令は、平成十四年四月一日から施行す 五二号)

九七号) (平成一三年九月一二日政令第1

る規定の施行の日(平成十四年七月一日)から 第十七条までの規定は、

号 附

第一条 この政令は、 公布の日から施行する。

この政令は、平成十五年四月一日から施行す

三八三号)

第一条 この政令は、 (施行期日) 平成十五年四月一日から施

一八号)

八九号) 抄

第一条 この政令は、 行する。 平成十五年十月一日から施

八三号) 附 則 抄(平成一五年一二月三日政令第四

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十六年四月一日から施

八九号) 附 則 (平成一五年一二月五日政令第四 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。た (施行期日)

月一日から施行する。 十三条及び第四十四条の規定は、 則 (平成一五年一二月一二日政令第 、平成十六年四-一条まで、第四

だし、附則第十八条から第四十一条まで、

|第一条 この政令は、公布の日から施行する。 だし、 (施行期日) 五一六号) 第一条及び附則第三十七条から第五十九この政令は、公布の日から施行する。た 抄

ら施行する。 する規定の施行の日(平成十六年四月一日)か条までの規定は、法附則第一条ただし書に規定

五五三号) 則 (平成一五 抄 年一二月二五日政令第

行期日)

第一条 この政令は、 から施行する。 る規定の施行の日 (平成十六年二月二十九日) 法附則第一条第四号に掲げ

五五六号) 則 (平成一五年一二月二五日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、 だし、附則第十条から第三十四条までの規定 平成十六年四月一日から施行する。 公布の日から施行する。

則 抄 (平成一六年一月七日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、 四月一日から施行する。 三条から第二十八条までの規定は、平成十六年 だし、附則第十条第一項及び第三項並びに第十 公布の日から施行する。

四号) 則 抄 (平成一六年一月三〇日政令第一

行する。 則

第一条 この政令は、

平成十六年四月一日

「から施

(施行期日)

号)抄 (平成一六年三月五日政令第三二

(施行期日)

第一条 この政令は、 だし、附則第十三条から第二十四条までの規定:一条 この政令は、公布の日から施行する。た 平成十六年四月一日から施行する。

則 (平成一六年三月二六日政令第八

第一条 この政令は、 平成十六年四月一日から施

(施行期日)

四号) 附 則 (平成一六年三月三一日政令第

この政令は、 平成十六年四月一日から施行す

(平成一六年五月二六日政令第一

この政令は、 附 則 八一号) (平成一六年六月二日政令第一八 抄 機構の成立の時から施行する。

六 附 号

則

(平成一八

年三月三一日政令第一

抄

この政令は、公布の日から施行する。 - 号 則 (平成一六年六月二三日政令第二 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十六年十月一日 . ら施

九門 三号) (平成一六年九月二九日政令第二 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防 止に関する法律等の一部を改正する法律(以下 「改正法」という。)の施行の日から施行する。

三五六号) 附 則 (平成一六年一一月一七日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。た

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (施行期日)

平成十七年九月一日から施行する。 だし、附則第五条から第十三条までの規定は、 た

三号) 附則 (平成一七年六月一日政令第二〇

この政令は、 施行日 (平成十七年十月一日

から施行する。 附 則 (平成一七年六月二四日政令第1

二四号)

抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 は、平成十七年十月一日から施行する。だし、附則第七条から第三十八条までの規定 (施行期日) た

この政令は、平成十八年四月一日から施行す五号) 附 (平成一八年二月二四日政令第1

る。

この政令は、 五 附 九 号 則 (平成一八年三月三一日政令第 平成十八年四月一日から施行す

る。 六 附 〇 号 則 (平成一八年三月三一日政令第一

る。 この政令は、 平成十八年四月一日から施行す

1 る。 (施行期日)

(平成一八年三月三一日政令第一

四月一日)から施行する。 (平成十八年

六 附 五 号 則 抄(平成一八年三月三一日政令第一

この政令は、平成十八年四月一日から施行す、六六号) (平成一八年三月三一日政令第一六六号) この政令は、整備法の施行の日(平成十

1

(施行期日)

る。 六 附 八 号 則 (平成一八年三月三一日政令第

四月一日)から施行する。の一部を改正する法律の施行の日この政令は、独立行政法人国立民 する法律の施行の日(平成十八年)独立行政法人国立環境研究所法

九 附 八 号 則 (平成一八年五月一九日政令第

(施行期日)

1 (独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共

(施行期日) 号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行す

この政令は、整備法の施行の日六四号) 抄

(施行期日)

る。

六七号) 十号則 抄(平成一八年三月三一日政令第一

この政令は、平成十八年四月一日から施行す

1

る。

この政令は、公布の日から施行する。

す 年度を含む独立行政法人通則法(平成十一年法 第二条の規定は、平成十八年四月一日に始まる事業 年度を含む独立行政法人交通安全環境研究所の こ る政令別表独立行政法人交通安全環境研究所の こ る政令別表独立行政法人交通安全環境研究所の 2 第二条の規定による改正後の独立行政法人の 2 第二条の規定による改正後の独立行政法人の 3 第二条の規定による改正後の独立行政法人の 4 第二条の規定による改正後の独立行政法人の 5 第二条の規定による改正後の独立行政法人の 6 第二条の規定による改正後の独立行政法人の 7 第二条の規定による改正後の独立行政法人の 8 第二条の規定による改正後の独立行政法人の 9 第二条の規定による改正を表示。 9 第二条の規定による改正をの一部改正に伴う経過 9 第二条の規定による改正をの一部改正に伴う経過 附 則 (平成一九年一月四日政令第三庫納付金については、なお従前の例による。 終わる事業年度を含む中期目標の期間に係る国金について適用し、平成十八年三月三十一日に いう。)以後の中期目標の期間に係る国庫納付る中期目標の期間(以下「中期目標の期間」と 律第百三号)第二十九条第二項第一号に規定す

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改 から施行する。正する法律の施行 紀行の 日 (平成十九年一月九日)

> 五号) 附 則 抄 (平成一九年三月二二日政令第五

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 五号) 附 則 抄 (平成 一九年三月二六日政令第六 平成十九年四月一日から施

第一条 この政令は、 行する。 (施行期日) 平成十九年四月一日 Iから施

附 則 (平成 一九年三月二八日政令第六

(施行期日) 九号) 抄

る。 この政令は、 附 則 抄 (平成一九年三月三〇日政令第一 平成十九年四月一日から施行す

る。 この政令は、平成十九年四月一日から施行す 一〇号)

この政令は、 一号) 附 則 抄(平成一九年三月三〇日政令第一 平成十九年四月一日から施行す

この政令は、平成十九年四月一日から施行す 附 | 二号 則 (平成一九年三月三〇日政令第一

二四号) 附 則 (平 成 抄 一九年三月三一日政令第一

(施行期日等)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日

Iから:

施

行し、平成十九年度の予算から適用する。 附則 六一号) (平成一九年四月二三日政令第一 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 通的な事項に関する政令の適用に関する経過措 (独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共 (施行期日)

第五条 雇用保険法等の一部を改正する法律附則 項の規定の適用については、同項中「雇用安定別表独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の 事業」とあるのは、 条の規定による改正後の独立行政法人の組織、 する暫定雇用福祉事業を行う場合における第十 第六条第一項の規定により、政府が同項に規定 運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令 「雇用安定事業又は雇用保

する。 第三十号) 険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律 附則第六条の暫定雇用福祉事業」と

附 則 (平成一九年七月二〇日政令第二

この政令は、 平成十九年八月一日から施行す

附 (平成一九年七月二〇日政令第二

この政令は、 附 則 (平成二〇年二月二〇日政令第二 平成十九年八月一日から施行す

この政令は、 平成二十年四月一日から施行す

九号)

附 則 (平成二〇年二月二九日政令第四

0号)

抄

第一条 この政令は、 部の施行の日 (施行期日) (平成二十年四月一日) 特別会計に関する法律の一 から施行

第一条 この政令は、 行する。 (施行期日) 《平成二〇年八月二七日政令第二 平成二十年十月一日 「から施

一〇号)

抄

則

(平成二〇年六月二七日政令第二

この政令は、平成二十年十月一日から施行す 五九号) 抄

六三号) 則 (平成二〇年八月二九日政令第二

(施行期日)

成二十年九月一日)から施行する。 発機構法の一部を改正する法律の施行の この政令は、 独立行政法人日本原子力研 Ħ (平開

五号) 則 (平成二一年三月二三日政令第四

年四月一日)から施行する。 この政令は、独立行政法人国民生活センター の一部を改正する法律の施行の日(平成二十

(平成二一年三月三一日政令第

この政令は、 平成二十一年四月一日から施行

四〇号) 附 則 抄 平成二一 年九月一一日政令第二

する。 この政令は、 平成二十一年十月一日から施行

則 (平成二二年三月二五日政令第四

附

(施行期日) -号 抄

第一条 この政令は、 施行する。 平成二十二 一年四月一日 から

(施行期日) 二二六号) (平成二二年一一月一七日政令第

を改正する法律(平成二十二年法律第三十一年) 第一条 この政令は、独立行政法人通則法の一 号。以下「改正法」という。) の施行の日 成二十二年十一月二十七日)から施行する。 十一七部 伞

第二条 改正法附則第三条の規定に基づき主務大 中「申請」とあるのは「譲渡」と、同項第五号ものとして定めた財産の譲渡」と、同項第四号るのは「主務大臣が不要財産の譲渡に相当する 臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定め 的な事項に関する政令第二条の四及び第二条の 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通 六の規定の適用については、同令第二条の四第 た財産の譲渡に対するこの政令による改正後の 一項第一号中「譲渡収入による国庫納付」とあ 1

あるのは「要した」と、「見込額」とあるのはれた収入の額」と、同項第六号中「要する」と 申請書には、同項第五号及び第六号」と、同条報告書には、同項各号」とあるのは「第一項の 請書」とし、同令第二条の四第一項第三号及びの報告書」とあるのは「第二条の四第一項の申項(前条第三項において準用する場合を含む。) 第四項中「第二項の報告書の提出を受けた」と るのは「譲渡した」と、同条第三項中 中「得られる収入の見込額」とあるのは「得ら と、同令第二条の六第二項中「第二条の四第一 あるのは「第一項の申請に係る認可をした」 「金額」と、同項第九号中「譲渡の予定」とあ 「前項の

第二項の規定は、適用しない 〇 九 号) (平成二三年四月二七日政令第一

年四月二十八日)から施行する。の一部を改正する注律の第701 この政令は、独立行政法人日本学術振興会法 一部を改正する法律の施行の日 (平成二十三

六 附 六 号 則 (平成二三年六月一〇日政令第 抄

第一条 この政令は、 施行する。 (施行期日) 平成二十三 一年十月一日 から

九号) 附

則

(平成二六年二月一三日政令第二

業務を行う場合における独立行政法人の組織、 あるのは、「業務及び同法附則第二条第一項第 別表第一独立行政法人勤労者退職金共済機構の 運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令 項の規定の適用については、同項中「業務」と

四号に掲げる業務」とする。 三三四号) 則 (平成二三年一〇月三一日政令第 抄

月一日)から施行する。 この政令は、法の施行の日 (平成二十三年十

〇 附号)則 則 (平成二四年一月二五日政令第一

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。 九号) 抄 (平成二四年三月三一日政令第九

第一条 この政令は、 施行する。 (施行期日) 平成二十四年四月一日から

附 三五号) 則 抄 (平成二四 年九月一四日政令第1

(施行期日)

施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の する。

号附 則 (平成二五年三月八日政令第五

抄

(施行期日)

年四月一日)から施行する。 この政令は、廃止法の施行の日 (平成二十五

五号) 則 (平成二五年三月一三日政令第五

第一条 この政令は、 (施行期日) 平成二十五年四月一日から

施行する。 七四号) 則 (平成二五年六月一二日政令第一

する。 この政令は、 平成二十五年十月一日から施行

> 関する法律の施行の日 この政令は、国家公務員の配偶者同行休業に から施行する。 (平成二十六年二月二十

九 号) 抄 (平成二六年二月一九日政令第三

(施行期日)

第五条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法

通的な事項に関する政令の適用に関する経過措 (独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共

律第百六十号)附則第二条第一項第四号の規定

月一日)から施行する。 この政令は、法の施行の日 (平成二十六年三

号) 附 則 (平成二六年三月二八日政令第九 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 平成二十六年四月一日

六 附 一 号 則 (平成二六年七月一六日政令第二 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 ↑ 12:1・1 条 この政定は、平成二十七年四月一日及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日だし、附則第六条から第十一条まで、第十三条に1条 この政令は、公布の日から施行する。た14条 この政令は、公布の日から施行する。た から施行する。

号) 附 則 抄 (平成二七年二月四日政令第三五

(施行期日)

1 この政令は、 平成二十七年四月一日から施行

二号) 附 則 抄 (平成二七年二月一二日政令第四

する。 この政令は、平成二十七年四月一日から施行

四附号訓 則 抄 (平成二七年三月一八日政令第七

する。 この政令は、 平成二十七年四月一日から施行

〇 〇 号 則 (平成二七年四月一〇日政令第二

この政令は、 公布の日から施行する

附 号) 則 抄 (平成二八年一月二二日政令第一

(施行期日)

する。 この政令は、 平成 二十八年四月 一日から施行

三号) 附 則 抄 (平成二八年一月二二日政令第一

(施行期日)

1 する。 この政令は、 平成二十八年四月一日から施

一号) 抄附 則 (平成二八年一月二六日政令第二

(施行期日)

する。
- この政令は、平成二十八年四月一日から施行

(国有財産の無償使用の申請に関する経過措置) (国有財産の無償使用の申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、この政令の施行の日において、機構の理事長は、この政 第の施行の日において、機構の理事長は、この政 第二十一条第一項の施行の日においても、第二十一条第一項の施行の日において、機構の理事長は、この政 第二項の規定による申請とみなす。

2) 则 (平成二八年三月九日政令第五七

(施行期日)

(F. 1347-135) 『「一十三のままでであっている。 次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施する。ただし、第二十九条及び第三十条並びにする。ただし、第二十九条及び第三十条並びにこの政令は、平成二十八年四月一日から施行

する経過措置) (研究所に係る国有財産の無償使用の申請に関

国立研究開発法人海上技術安全研究所の理事長がした同条第二項の規定による申請とみなけ、この政令の施行の日において、研究所の理け、この政令の施行の日において、当該申請け、この政令の施行の日前においても、第三日は、この政令の施行の日前においても、第三日は、この政令の施行の日前においても、第三日は、この政令の施行の規定による申請とみない。

る経過措置) (機構に係る国有財産の無償使用の申請に関す

用の申請を行うことができる。いても、第三十二条第一項の国有財産の無償使機構の理事長は、この政令の施行の日前にお

(施行期日)

施行する。 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から

過措置) (特定業種退職金共済契約の退職金に関する経

に係る中退法第二条第五項に規定する特定業種とは係る中退法第二条第五項に規定する特定業種をいう。次条において同じ。という。以下「中退法」という。)第二条第四項に定業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十分。以下「旧令」という。)別表第五に係る中小企業退職金共済法施行令(次条に第二条 別表第五特定業種(第一条の規定による第二条 別表第五特定業種(第一条の規定による

は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。 は、なお従前の例に係る退職金の額について が条において「別表第五特定業種被共済 という。)であった者であって、この政令 を、という。)であった者であって、この政令 は、なお従前の例による。

第三条 施行日前に別表第五特定業種被共済者で く。)のある者であって、施行日以後に支給事 当該退職金の額の算定の基礎となった日を除 あった日(退職金の支給を受けた場合における 三条第一項に規定する特定業種掛金納付月数の 由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号 区分に応じ、当該各号に定める額とする。 に掲げる別表第五特定業種に係る中退法第四十 掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た 区分 (別表第五特定業種に係る第一条の規定二十三月以下 別表第五特定業種掛金月額 当するときは、十円に別表第五特定業種区分 法第四十三条第一項第一号又は第二号イに該 額の百分の一の金額を合算して得た額(中退 じ。) に応じ新令別表第一の下欄に定める金 掛金納付月数をいう。以下この条において同 十一条第一項第一号に規定する特定業種区分 金納付月数(別表第五特定業種に係る新令第 て同じ。) ごとに、別表第五特定業種区分掛 号に規定する区分をいう。以下この条におい による改正後の中小企業退職金共済法施行令 (以下「新令」という。) 第十一条第一項第一

れを一円に切り上げた額) (別表第五特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又は口により定まる額)を合算して得た額のイ又は口により定まる額)を合算して得た額の大型は口に掲げる場合の区分に応じ、当該の大型に対して

又は(2)に定める額のいずれか多い額をいう。以下この条において同じ。)が三をいう。以下この条において同じ。)が三をいう。以下この条において同じ。)が三に係る別表第五特定業種区分掛金納付月数(平成十年一月一日前の日かは、平成十年一月一日前別表第五特定業種区

区分掛金納付月数(平成十五年十月一日| 平成十五年十月一日前別表第五特定業種| 1) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に

一 四十三月以上 区分退職金額(別表第五特定業種が、四十三月以上 区分退職金額(別表第五特に別別上げた額) を合算して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額)

不 平成十五年十月一日前別表第五特定業種 区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。) 別表第五特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に応じ新令別表第五特定業種

又は(2)に定める額のいずれか多い額 イに掲げる場合以外の場合 次の(1)

(1) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に (立) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に対応する換算月数を 区分掛金納付月数に対応する換算月数を がたた月数に応じ新令別表第六の下欄に がである金額の百分の一の金額(その額が である金額の百分の一の金額(その額が である金額の百分の一の金額(その額が である金額の百分の一の金額(その額が である金額の百分の一の金額(その額が であるときは、当該算定した額)

(2) 別表第五特定業種区分掛金納付月数に (2) 別表第五特定業種 平成十五年十月一日前別表第五件定業 区分掛金納付月数に対応する換算月数を におる金額の百分の一の金額 (その額が 定める金額の百分の一の金額 (その額が でめる金額の百分の一の金額 (その額が であるときは、当該算定した額)

に新令別表第六の下欄に定める金額の百分の一算月数は、別表第五特定業種掛金月額区分ごと2 前項第二号ロ(1)及び第三号ロ(1)の換

当該平成十五年十月一日前別表第五特定業種区の算定 額を下回らない範囲内で当該算定した額に最もる金額 付月数に応じ、従前の算定方法により算定したる金額 付月数に応じ、従前の算定方法により算定したる金額 付月数に応じ、従前の算定方法により算定したる金額の支給事由が生じたものとみなして、平成分掛金 の金額のうち、平成十五年十月一日の前日に退分掛金

あり、は、は、に、

分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

高の区分に応じ、当該各号に定める額とす 月数の区分に応じ、当該各号に定める額とす 十年一月一日前別表第五特定業種区分掛金納付 法により算定した額は、次の各号に掲げる平成 法により算定した額は、次の各号に掲げる平成

三十五月以下 別表第五特定業種区分掛金三十五月以下 別表第五の下欄に定める金額の百の一部を改正する政令(平成十二年令」済法施行令(次号において「平成十二年令」という。)別表第五の下欄に定める金額の百という。別表第五特定業種区分掛金三十五月以下 別表第五特定業種区分掛金三十五月以下 別表第五特定業種区分掛金

京の見する。 第二項 (第三項において準用前項の規定は、第二項 (第三項において、前項中「別表第五特定業種区分掛金納付月をした額について準用する。この場合において、前項中「別表第五特定業種区分掛金納付月 とあるのは、「平成十五年十月一日前別定した額について準用する。この場合において準用する場合を含む。)の従前の算定方法により算法の規定は、第二項 (第三項において準用

第四条 新令第十二条の規定は、甲特定業種に係に関する経過措置) に関する経過措置) (被共済者が特定業種間を移動した場合におけ

る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日

職金共済契約の被共済者となった場合について済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退 特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共 約の被共済者となった場合について適用し、甲以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契 なお従前の例による。

付金額等に関する経過措置) (特定業種に係る従前の積立事業についての

前の例による。 契約の被共済者となった場合について適用し、 条の従業員が施行日以後に特定業種退職金共済 当該従業員が施行日前に特定業種退職金共済契 新令第十三条の規定は、中退法第五十三

業種掛金納付月数への通算に係る金額等に関す共済契約の被共済者となった場合における特定 る経過措置) (退職金共済契約の被共済者が特定業種退職金

納付月数への通算に係る金額等に関する経過措共済契約の被共済者となった場合における掛金(特定業種退職金共済契約の被共済者が退職金 退職金共済契約の被共済者が施行日前に特定業 種退職金共済契約の被共済者となった場合につ 契約の被共済者となった場合について適用し、 被共済者が施行日以後に特定業種退職金共済契約条 新令第十四条の規定は、退職金共済契約 なお従前の例による。

いては、なお従前の例による。 に退職金共済契約の被共済者となった場合につ 特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前 契約の被共済者となった場合について適用し、 、済契約の被共済者が施行日以後に退職金共済 新令第十五条の規定は、特定業種退職金

おいて、機構の理事長がした同条第三項の規定る。この場合において、当該申請は、施行日に 長は、施行日前においても、 による申請とみなす。 (国有財産の無償使用の申請に関する経過措置) 国有財産の無償使用の申請を行うことができ 独立行政法人労働者健康福祉機構の理事 第二十七条第二項

六号) 抄 (平成二八年三月三〇日政令第八

(施行期日)

第一条 この政令は、 平成二十八年四月一日 から

措置) 通的な事項に関する政令の一部改正に伴う経過 (独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共

第二条 究機構が同項に規定する特例業務を行う場合に 整備法附則第六条第一項の規定により研

は、

同項第三号中

「要求した日」とあるの

険特別会

ける国庫

する新令第十六条第四項の規定の適用について

くことを要求した中期目標管理法人役職員に対 に、再就職先に対し、当該再就職先の地位に就 の項及び次項において同じ。)としての在職中 定する中期目標管理法人役職員をいう。以下こ (独立行政法人通則法第五十条の四第一項に規

れも」と、「及びこれに」とあるのは「並びに 第十四条第一項第六号に掲げる業務(当該業務 究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法 第七十号)第一条の規定による改正前の国立研 係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律 法人に係る改革を推進するための農林水産省関 おける第十五条の規定による改正後の共通事項 に係る同項第九号に掲げる業務を含む。)(いず 政令第一条の規定の適用については、 「業務及び独立行政 同条第一

これらに」とする。 附則 三九六号 (平成二八年一二月二六日政令第

する。 この政令は、平成二十九年四月一日から施行

附 号) 則 抄 (平成二九年二月一七日政令第1

(施行期日)

する。 この政令は、 平成二十九年四月一日 から施行

三一五号) 則 伞 ·成二九年一二月二二日政令第

附

第一条 この政令は、

(施行期日)

第二条 組織、 日」という。) 以後にされる独立行政法人通則 び第十号に係る部分に限る。)の規定は、この 第十六条第二項及び第四項(第三号、第七号及 る政令(以下この条において「新令」という。) 行する。 政令の施行の日(以下この条において「施行 (経過措置) この政令による改正後の独立行政法人の 運営及び管理に係る共通的な事項に関す 平成三十年一月 一日 「から施

係る届出については、なお従前の例による。 行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に 施行日前にされた同項の規定による届出及び施 の変更に係る届出を除く。)について適用し、 施行日前における中期目標管理法人役職員

日前にされた同項の規定による届出に係る事項 法第五十条の七第一項の規定による届出(施行

3 であって、かつ、独立行政法人の組織、 ては、同項第十号中「後に」とあるのは、「後 対する新令第十六条第四項の規定の適用につい に限る。) を受けた中期目標管理法人役職員に 目標管理法人役職員となった後に行われたもの 号)の施行の日以後の日に限る。)」とする。 改正する政令(平成二十九年政令第三百十五 施行日前に離職後の就職の援助(最初に中期

4 用する。この場合において、第一項中「第十六 第四項」と読み替えるものとする。 0) 条の十一において準用する同法第五十条の四第 中「第五十条の四第一項」とあるのは「第五十 準用する同法第五十条の七第一項」と、 第一項」とあるのは「第五十条の十一において する新令第十六条第二項」と、「第五十条の七 条第二項」とあるのは「第十八条において準用 第三項に規定する国立研究開発法人について準 号)の施行の日以後に」とする。 前三項の規定は、独立行政法人通則法第二条 は「第十八条において準用する新令第十六条 項」と、前二項中「第十六条第四項」とある 第二項 法人酒類類総合研究所法省独立行政独立行政法人酒財 総

合研究第十三条第一項

省令

条

般会計

項第

六〇号) (平成三〇年四月一八日政令第一

この政令は、公布の日から施行する。

号 附 則 抄 (令和三年八月六日政令第二二九

第一条 別表第一 する。 (施行期日 この政令は、 (第二十一条—第二十四条関係) 令和四年四月一日から施

独立 者退職金十四年法律第百 法人勤労共済法 共済機構 行政中小企業退 六十号) 第七 五条第 一項 (昭 和 職金厚生労同 **剛省令第** 条 勘定におる 七十条第一(同法第 一(同法第一般会計 Ŧī. 定する業 二項に規

を改正する政令(平成二十九年政令第三百十五 管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を 「要求した日(独立行政法人の組織、運営及び び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部 運営及 機構 害の防止等に関 問 辺 整備機騒音による障 法 独 人空港辺における航空通省令第立行政公共用飛行場周国土交同 百十号) 第二十 四十二年法律第 九条第一項 する法律(昭和 政 <u>6府</u>整備勘定 計雇用

勘

研究所総 ||入試セン||法第十五条第 特別支援総合研究所法第 独立行政独立行政法人国文部科 法人大学学入試センター 法 独立行政独立行政法人大文部科 育総合十三条第一項 人国立立特別支援教育 学省令第 学省令第 同 条 条 般会計 般会計

、労 州付金に 法 法人国立古少年教育振学省令独立行政独立行政法人国文部科 独 女 法 独 育 人国立立科学博物館法立行 政独立行政独立行政法人国 性 人国立立女性教育会館 7 振興機十一年法律第百 少年教興機構法(平成 |教育法(平成十一年 行政独立行政法人国文部科 第十三条第一 独立行政法人国文部科 法律第百六十 |六十七号) 第十 号)第十二条第 一条第一項 項 項 学省令第同 学省令第 学省令第 条 条 条 般会計 般会計 般会計

(これ 正系 立 名 正	立 方 女 虫 立 方 女 虫 立 方 女 虫 立 方 女 去 人 自 国 上 交 司 と 一 下 三 条 第 一 項	·	号) 第十二条第 律 第 二 百 十 四	F構 人	· 研修 () () () () () () () () () ()	権情研修館法(平成項工業業所有権情報・業省令第三	立行政独立行政法人工経済産同	業研究第十三条第一項 項人経済済産業研究所法業省令第三	立行政独立行政法人経経済産同	ター 法律第百八十五	セン法(平成十一年 項	、 で 音音でという 三音音 立行 政独立行政法人家農林	第十三条第一項項	立行政独立行政法人国文部科	館 二条第一項 項 項 国立立美術館法第十学省令第	行 改 独 立 行	科学博物
基金 法律第百二十八務省令银	魚業言用去(平成十四年会法人農林林漁業信用基金産独立行政法人農農	金	年 行		産業振興法(平成十四年 項法人農畜畜産業振興機構産省令第二 第一般会話	で は で は で 氏 で は で 行 な は で 行 な は で 行 な は で に 十 三 条 一 男 一 第 一 項	ター 法律第百二十三 法律第百二十三	生舌 ピンち (区 戊一日) 法人 国民民生活センタ 独立行政独立行政法人	構	十二年法	立行政独立行政法人教文部科同 条一		自 別 重	ては	に庫	に係	
機 (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株)	でかり園で十七号)第十合施設の十四年法律第百一時害者総みの園法(平成重度知的者総合施設ので項		号)第十六条第 律 第 百 六 十 六	聚幾青(平戈卜四年去 頁人福祉祉 医療 機 構法働省令第立行 政独立行政法人福厚生労同		独立行政独立行政法人日文部科	興セン十四条第一項オーツセンター沿第	日本本なる。	術振 興第二十条	法人日本本学術振興会法学省令第 三独立行政独立行政法人目文部科同 条一般会計	I →	が、 第一回を第一回を第一回を第一回を第一回を第一回を記しています。	交流甚金(平戊十四年去 頁法人国際際 交流 基金 法省令 第二 独立行政独立行政法人国外 發同 条一般会計	第一項	号)第三十 律 第 百 三	協力機構(平成十四年法 項法人国際際協力機構法省令第二	独立行政独立行政法人国外 務
はに庫おる業行業促社 る業務わとし等 かっける理に係る 働て金国に係る	第一項第十三条機構・年法律第百七十項	去(平戊十四 頁者健康安全機働省令第一立行政法人労厚生労同 冬	別会計員働保険な	つては必	理に係るする。	いる姿を	る雇用に	子)これ 年法律体	和四十十	、雇用品	特別会員	労働 そうかん かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょく かんしゃ しんしゃ しんしゃ しんしゃ しんしゃ しんしゃ しんしゃ しんしゃ	対する 経理によ	務に係る	われる。	保険事業災害補償	

第十八条第一 項 第十八条第一 項 第十二条 項 第十三条 項 三	人国立立病院機構(平成十四年法院機構(平成十四年法制) 第十七条第一項 工行政独立行政法人環環境預年保全機構省令人環境境再生保全機構省令人環境境再生保全機構。 中成十五年生保全法(平成十五年生保全法(平成十五年十三条第一項 一項	立行政独立行政法人水国立行政独立行政独立行政法人自国立行政独立行政法人自国立行政法人自国立行政法人自国法律第百八十二条)第一年法律第百八十四年法律第百八十四年法律第百八十四年法律第百八十四年法律第一項	機構 項
 発法人森林人森林 (平成	第 第 一項 1 一項 <t< td=""><td>国立研究開国立研究開国立研究開国立研究開国立研究開国立研究所法第十 発法人防災人防災科學(本) 一項 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一</td><td> 大大学学改革支援・学学省令第二法人大学学改革支援・学学省令第二法人 日本本高速道路保通省令第四独立行政法人日国土交同条で、</td></t<>	国立研究開国立研究開国立研究開国立研究開国立研究開国立研究所法第十 発法人防災人防災科學(本) 一項 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一	大大学学改革支援・学学省令第二法人大学学改革支援・学学省令第二法人 日本本高速道路保通省令第四独立行政法人日国土交同条で、
株式 株式 株式 株式 株式 株式 株式 株式	股会 競会 股会 要 好会 国立研究所 一次 等 一次 第 一次 1 一次 1 一次 1 一次 1 一次 1 日本 1 <td< td=""><td>般会 発法人建築人建築研究所法通省令 般会 研究所 (平成十一年法律) 第二百六号) 東 上・港湾・航空技術研究開発法国土交流研究開国立研究開発法国土交流研究所 第二百八号) 第十二条第一項 第十二条第一項 第十二条第一項 第十二条第一項 第十二条第一項</td><td>立研究開国立研究開発法国土交同 第二百五号)第十</td></td<>	般会 発法人建築人建築研究所法通省令 般会 研究所 (平成十一年法律) 第二百六号) 東 上・港湾・航空技術研究開発法国土交流研究開国立研究開発法国土交流研究所 第二百八号) 第十二条第一項 第十二条第一項 第十二条第一項 第十二条第一項 第十二条第一項	立研究開国立研究開発法国土交同 第二百五号)第十
号項条第(般の第第二同会 発医発国/ 伊爾国究機療法立構研人研究長発	般会 般会 及究成発国セ際法立ン医科びセ育法立ン医人研タ療国究 研立開、究神 立タ療国究 研立開、究神	We	般 会 会 会

1	1
別表第三(第二十一条—第二十四条関係) 「一条」	等令 令を を 経経
計般 計般 計般 計般	